

(2) 販売費及び一般管理費内訳表

大分類	小分類	解 説
販売費及び一般管理費		収益事業の営業及び管理活動に関する経費をいう。製品製造又は受託加工及び委託事務費に関するものは除く。
	職員給料・賞与	国の規定する基準職員以外で、収益事業の営業及び管理に従事している者に対して支払われ、負担する給与及び賞与（授産施設が定める賞与支給規程による）をいう。以下人件費についての対象者は同一である。
	その他の給料	収益事業にかかわり、委託事務費に含まれないその他の給料をいう。
	職員退職金・掛金・引当繰入	職員等の退職金・同掛金、及び当該会計年度が負担する退職引当繰入額（授産施設が定める退職金規定により、当期が負担分で退職掛金を超える部分）をいう。
	法定福利費	職員等の社会保険料のうち事業主が負担する額等、法規で定められている福利費の負担額をいう。
	福利厚生費 (人件費)	職員等の慰安、旅行、リクレーション等に要するものをいう。 以上の総額を人件費という。
	車両・運搬費	収益事業活動に関連する商品・製品の運搬のための経費をいう。
	旅費交通費	国の規定による基準職員以外で、収益事業の営業及び管理に従事している者の通勤手当、日帰り旅費、出張旅費、宿泊料、日当などをいう（授産施設が定める旅費規定による）。
	通信費	収益事業の営業及び管理に関する切手、郵送料、電話・ファックス料等の通信関係のための経費をいう。
	消耗品費	収益事業の営業及び管理に関する消耗用機器、事務用品費、ガソリン等をいう。
交際接待費	収益事業の営業及び管理に関し、施設外の者に対する接待、慶弔、寄付金等をいう。	

大分類	小分類	解 説
(販売費及び一般管理費のつづき)	水道 光熱 費	収益事業の営業及び管理に関する水道料、ガス代金、電気料等をいう。
	修繕費・同引当金繰入	収益事業の営業及び管理に関して使用する送迎用バス、車輛、機器等に関する支払修繕費、及び将来の支出であるが当該会計年度が負担すべき金額を引当て計上する繰入額をいう。
	保全 管理 費	収益事業の営業及び管理のために使用する機器等に関する保全管理の経費をいう。
	保 險 料	収益事業の営業及び管理に関して使用する機器等に保険をかけた場合の経費をいう。
	地代家賃・賃借料	収益事業の営業及び管理のために支払う地代家賃、賃借料、リース料をいう。
	減価償却費	収益事業の営業及び管理に関する建物、機械装置、車輛運搬具等の減価償却費で、補助金等で取得した部分を除く。期間損益を適正に行い、投資コストの回収をするためである。減価償却の方法は、原価報告書に記載した通りである。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入	収益事業により発生した売上債権や未収入金の回収不能額又は回収不能見積額の引当て繰入をいう。
雑 費	収益事業の営業及び管理に関する上記以外の支払経費をいう。	

(3-1) 福祉事業 (委託事務費) 内訳表

大分類	小分類	解 説
委託事務費		<p>施設の運営管理、維持に要する経費をいう。</p> <p>職 員 給 料・賞与 国の規定する基準職員に対して支払われる給料及び当会計年度が負担すべき賞与（授産施設が定める賞与支給規程による）するものをいうをいう。以下人件費についての対象者は同一である。</p> <p>なお、職員給料に含まれない嘱託医師に支払う給料、管理に要する雑給（日雇、アルバイトなどに支払う給料）等も含む。</p> <p>法定福利費 基準職員の社会保険料で事業主負担額等をいう。</p> <p>福利厚生費 基準職員の慰安、旅行、リクレーション等に要するものをいう。</p> <p>退職金・掛 金・同引当金 繰入 基準職員に対して支払われる職員の退職金、同掛金、および当該会計期間が負担すべき退職金の引当繰入額（授産施設が定める退職給与規程により、退職掛金を超える金額）をいう。</p> <p>(人件費) 以上の人件費の総額をいう。</p> <p>職員給食材料 費 国の規定する基準職員、職業指導員に給食を行なう時の給食の原価をいう</p> <p>旅費交 通 費 国の規定する基準職員に対して支払われる通勤手当、日帰旅費、出張旅費、宿泊料、日当等の経費をいう（授産施設が定める旅費規程による）。</p> <p>通 信 費 切手、郵送料、電話料等の通信関連費をいう。</p> <p>消 耗 品 費 消耗用機器、事務用品、ガソリン等の経費をいう。</p> <p>交際 接待費 授産施設外の者に対する接待、慶弔、寄付金等をいう。</p> <p>水道 光熱 費 水道、ガス、電気料等をいう。</p> <p>修繕費・ 同引当金 施設（収益事業に要する部分は除く）の修繕、車輛等の修理及び当該会計年度が負担すべき引当繰入をいう。ただし、施設の使用期間の延長、又は価値が増加するような資本的支出は除く。</p>

大分類	小分類	解 説
(委託事務費 つづき)	保 全 管 理 費	施設や車輛等に関する保全管理のための経費をいう。
	保 險 料	施設の設備等にかかる火災保険料、強制或いは任意保険をかけた場合の経費をいう。
	地 代 家 賃 ・ 賃 借 料	施設の設備・土地等に支払う地代家賃や賃借料、リース料をいう。
	減 価 償 却 費	施設の運営管理に関する建物、機械装置、車輛運搬具等の減価償却の費用計上である。ただし、自己資金取得相当分の範囲内である。減価償却の方法は、建物と構築物は定額法で、その他の固定資産は定額法を原則とし、定率法を選択的に適用することができる。耐用年数は、大蔵省令の固定資産耐用年数による。
	貸 倒 損 失 ・ 貸 倒 引 当 金 繰 入	施設の運営管理に関する未収入金の回収不能額又は回収不能見積り額の引当て計上をいう。
	雑 費	施設の運営管理に関する上記以外の支払経費をいう。

(3-2) 福祉事業 (委託事業費) 内訳表

大分類	小分類	解 説
委託事業費		入所者(身体障害者)の処遇に関する経費をいう。
	給食材料費	入所者(身体障害者)の賄に要する原材料、及び調味料等をいう。
	福利厚生費	入所者(身体障害者)の慰安、旅行、リクレーション等に要するものをいう。
	消耗品費	入所施設に要する消耗器具、寝具(シーツ、枕、マットレス等)、風呂用品、トイレットペーパー、さらに入所者(身体障害者)に対する被服の支給額等をいい、資産に計上されない耐用年数1年未満で一定額以下のものをいう。
	水道光熱費	厨房関係を含む水道、ガス、電気料等をいう。
	燃料費	入所施設の冷暖房用の灯油、重油、浴場用の燃料をいう。
	修繕費	入所施設に要する厨房用設備や器具備品等の修繕に支出したものをいい、入所者(身体障害者)を収容する建物の備え付けの備品に関する修理や建物の修繕は含まない。
	賃借料	厨房用設備や備品を賃借している場合の支払経費をいう。
	減価償却費	厨房用設備や備品等の減価償却であり、定額法を原則とし、定率法を選択適用することができる。
	委託管理費	入所施設の清掃等を外部に委託している場合の支払経費をいう。
	雑費	入所者(身体障害者)に対する新聞、雑誌、図書を含み上記の委託事業費のいずれにも属しない経費をいう

(3-2) 福祉事業 (利用者負担費) 内訳表

大分類	小分類	解 説
利用者負担費		授産施設の通所者の夕食代、社会事業授産及び福祉工場勤務者等の食事代で、措置費の対照にならない利用者負担金収入に対応する費用である。
	給食材料費	利用者の食事代に対応する原材料、及び調味料等をいう。
	消耗品費	利用者の食事をつくるのに必要な消耗品で、資産に計上されない耐用年数1年未満で一定額以下のものをいう。
	水道光熱費	厨房関係を含む水道、ガス、電気料等をいう。
	修繕費	厨房関係の修繕に要した費用をいう。
	減価償却費	厨房等の減価償却に要した費用をいう。